

令和元年 6 月 14 日
統計研究研修所

平成 31 年度以降の匿名データの作成及び検討方針について

1 匿名データの作成及び提供の開始予定年度

統計局が所管する統計調査の匿名データについては、以下の(1)から(3)までに掲げるスケジュールにより作成・提供する予定である。

いずれも、検証及び作成にそれぞれ半年程度の作業期間を見込んでいる。ただし、「[†]」を付した統計調査については作成対象期間に調査事項の変更があるため、提供までの期間が長くなる可能性がある。

(1) 令和元年度提供

- ・ 国勢調査（平成 22 年及び 27 年）
※別紙参照

(2) 令和 2 年度提供

ア 上半期

- ・ 社会生活基本調査（平成 23 年及び 28 年）
- ・ 就業構造基本調査（平成 24 年及び 29 年）

イ 下半期

- ・ 全国消費実態調査（平成 21 年及び 26 年）
- ・ 労働力調査[†]（平成 25 年以降）

(3) 令和 3 年度提供

- ・ 住宅・土地統計調査[†]（平成 30 年）
- ・ 全国家計構造調査[†]（令和元年）

(4) 令和 4 年度以降提供

- ・ 今後調査実施の諮問をする調査年次の分
令和 2 年国勢調査以降の、今後、統計委員会に実施の諮問を行う周期調査については、当該調査の諮問時に提供開始時期を報告する。

2 各統計調査に共通する課題

(1) 匿名データの有用性の評価方法（有用性の評価）

令和元年 10 月を目途に、匿名データの有用性の評価指標として、当該匿名データの基となった調査票情報との差異を示す指標の選定を行い、令和元年度中に、平成 22 年

及び 27 年国勢調査の匿名データにおける当該指標を試算し、匿名データ有識者会議で議論の上、公表する。また、学会等で発表を行う。

令和 2 年度中頃の有識者会議において、利用者の意見を踏まえ、以降の研究の方向性を議論する。

(2) 同一統計調査における複数系統の匿名データの作成（複数ファイルの作成）

令和元年度までに海外の事例調査を行い、複数ファイルの作成方法を検討する。

検討結果を踏まえ、令和 2 年度中に平成 22 年及び 27 年国勢調査のデータを用いて、安全性等の評価を行う。

(別紙)

平成 22 年及び 27 年国勢調査の匿名データ作成に向けた検証の状況及び予定

1 匿名化処理基準の適用状況の検証（6月中旬完了予定）

「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」（平成 21 年 2 月 17 日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）に基づき、以下の検討を行う。

(1) 度数分布表の作成

平成 22 年及び 27 年国勢調査における分類区分別の人口及び世帯の分布を確認するため、調査票情報の二次利用等により、度数分布表を作成する。

(2) 匿名データの審査表の作成

上記(1)の度数分布表を基に、分類区分の統合、トップコーディング、ボトムコーディング等匿名化処理基準の適用状況を検証し、匿名データの審査表にまとめる。

(3) 匿名データ作成方針の作成

上記(1)及び(2)を踏まえ、匿名データ作成方針を作成する。

2 匿名データ有識者会議での審議（7月末頃を予定）

上記 1 で作成した資料等を用いて、匿名データ有識者会議において、匿名化処理基準の適用状況及び匿名データの作成方針に係る審議を行う。

3 匿名データの審査用データの作成及び検収（令和 2 年 1 月頃完了予定）

令和元年 8 月頃に、独立行政法人統計センターへ匿名データの作成依頼を行う。並行して、統計研究研修所が、独立行政法人統計センターから納品されるデータと突合・検品するための「審査用データ」を作成する。

独立行政法人統計センターから納品された匿名データについて、統計研究研修所が作成した審査用データと突合することにより、必要な匿名化処理が実施されているかを確認する。

4. 提供開始（令和 2 年 3 月を予定）